

いじめ防止基本方針

平成29年3月31日

大津町

<目次>

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 町の基本方針の内容
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの理解
- 5 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域住民との連携について
 - (5) 関係機関との連携について

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために本町が実施する施策
 - (1) 大津町いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - (2) 熊本県いじめ問題対策連携協議会、いじめ問題対策校内委員会との連携
 - (3) いじめの防止等のための取組
 - ① いじめの防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処
 - ④ その他の取組
- 2 重大事態への対処
 - (1) 町教育委員会又は学校による調査
 - ① 重大事態の発生と調査
 - ア 重大事態の意味について
 - イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について
 - ウ 調査を行うための組織について
 - エ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - オ その他留意事項
 - ② 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - イ 調査結果の報告
 - (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置
 - ① 再調査
 - ② 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の見直しの検討
- 2 基本方針策定状況の公表
- 3 熊本県教育委員会との連携

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

大津町においては、「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践～生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成～」を教育理念として、「人権尊重の精神を基調とし、子どもたちが心身ともに健康で、豊かな知性と感性に富み、行動力と社会性を身につけ、よりよい社会の創造を目指す人間性豊かな大津町民として成長することを願い、幼保小中高及び家庭・地域との連携のもとに生涯学習社会の実現をめざした教育を推進する」ことを教育目標とし、取組を進めている。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

本町のいじめ防止基本方針（以下、「町の基本方針」という。）は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、熊本県「いじめ防止基本方針（改訂版）」（平成28年2月策定。以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本町が学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼ

す許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 町の基本方針の内容

町の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、町の基本方針では、本町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本町において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

町の基本方針に沿った対策の実現のためには、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、町の基本方針の記載内容についても、本町の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものではない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの

未然防止の働きかけが必要である。したがって、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。このために、関係者が一体となって、下記の内容を継続的に行う。

記

- すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目しその改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭に認識を広め、地域住民、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒

に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域住民との連携が必要であり、そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域住民と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域住民が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校や町教育委員会において、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒や家庭へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本町が実施する施策

(1) 大津町いじめ問題対策連絡協議会の設置

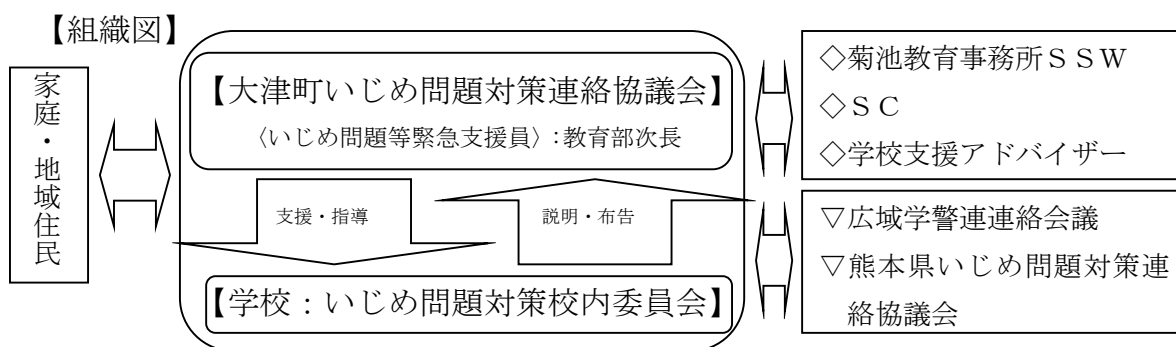
本町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「大津町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は、大津町教育委員会、学校、町子育て支援課、町総務課、町福祉課、町教育支援センター、児童相談所、警察、町PTA連絡協議会等、本町の実情に応じて決定する。

（連絡協議会：委員等）

1	協議会委員長	教育長	7	委員	教育支援センター相談員
2	副委員長	教育部長	8	委員	県児童相談所担当者
3	委員	学校長	9	委員	大津警察署生活安全課長
4	委員	子育て支援課長	10	委員	大津町PTA連絡協議会長
5	委員	総務課長	11	委員	当該校のPTA会長
6	委員	福祉課長	12	支援員	教育部次長
			13	事務局	学校教育課長

〈活動内容〉

- 町の基本方針の見直しを行う。
- 町の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 家庭や地域住民からのいじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
- いじめの疑いに関する事案や児童生徒の問題行動などに係る事案に対して、学校へ対応方針や組織対応等について支援・指導を行う。
- 重大事態の発生の場合は、実態調査を行い、原因を明らかにする。また、学校への支援・指導を行うため、「いじめ問題等緊急支援員」を派遣する。



(2) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策校内委員会との連携
 熊本県いじめ問題対策連絡協議会や学校のいじめ問題対策校内委員会と連携が進むよう、事務局を町教育委員会学校教育課に置く。

(3) いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本町が実施する取組は、以下のとおりである。

① いじめの防止

- いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、各種連絡協議会等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備を図る。
- 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりを推進する。また、大津町青少年育成町民会議、ならびに大津町人権・同和教育推進協議会との連携に努める。
- 保護者が、子どもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動や相談窓口の設置等、家庭教育の支援を行う。
- 児童生徒が、学校、家庭及び地域の共通理解の下、地域住民による学校支援活動での様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、熊本版コミュニティ・スクール等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。
- 熊本県少年保護育成条例に基づき、18歳未満の児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「し

ない、させない」環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。

- 児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長する可能性もあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、県立教育センター等での研修を活用するとともに、校内研修を充実させるための支援を行う。
- 熊本県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高め、児童会生徒会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、すべての教育活動を通して道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。

② いじめの早期発見

- 「熊本県いじめ・子ども安全相談電話（24時間子供SOSダイヤル）」や県立教育センターにおける教育相談等、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、子どもがいつでも相談できる体制を整備する。
- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- 児童生徒が自分の身の回りで起きているいじめを教職員に率直に相

談することができるよう、県立教育センター等でのカウンセリングやコーチングの研修等、教職員が子どもとの良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修を活用するとともに、校内における研修を支援する。

- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後子ども教室等、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

③ いじめへの対処（学校への指導も含む）

- 児童生徒等からいじめに係る相談を受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒等に係るいじめの事実の有無の確認を行い、その結果を町教育委員会に報告する。
- 「いじめがある」と確認された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを受けたとされる児童生徒に対して事情を確認する。また、いじめを行った児童生徒については、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、関係児童生徒・保護者に対する支援と助言を継続的に行う。
- 関係者の事実確認にはいじめ対策校内委員会を中心に組織的な対応を行う。また、家庭訪問や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を早急に行う。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、ネットパトロール等の結果を確認しながら、フェイスブックやライン等の危険性をしっかりと児童生徒や保護者に伝える。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、大津警察署生活安全課へ適時適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
- 学校が、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通す

とともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなど、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

④ その他の取組

- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

2 重大事態への対処

(1) 町教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発病した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、

連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合、町教育委員会は町長へ、事態発生について報告する。

町教育委員会は、重大事態が発生した場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、町教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

ウ 調査を行うための組織について

町教育委員会が調査主体となる場合は、「連絡協議会」が調査を行う。

学校が調査主体となる場合は、「いじめ問題対策校内委員会」が調査を行う。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で対応する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であ

ったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

A いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて町教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図ったうえで、対応することが求められる。

B いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等がある。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年1月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

重大事態については町教育委員会の積極的な支援が必要となる。そ

の事態に関わりを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、町教育委員会や学校は児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、町教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

報告を受けた町長は、当該報告を庁議に諮り、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める

ときは、「大津町いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を行うことができる。

「大津町いじめ問題再調査委員会」は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で町長が委嘱する。

ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

町においても、いじめの防止等に関する町の施策や、重大事態への対処等、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

2 基本方針策定状況の公表

町基本方針策定後、速やかに、保護者や地域に対する公表等の啓発活動を行う。

3 熊本県教育委員会との連携

町教育委員会は、学校で発生した重大事態等で、学校および町教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するため、外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請する。